

平成31年度 高知県立伊野商業高等学校 部活動に関する活動方針

平成31年4月17日

高知県立伊野商業高等学校長

1 基本方針

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化活動に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるなどといった好ましい人間関係の形成等を図る。

また、本活動方針策定にあつては、下記5に示す文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」等に基づき本校の実態に応じて策定することとする。

2 適切な運用のための体制

(1) 指導・運営に係る体制の構築

校長のリーダーシップのもと、外部指導者等の活用も図りながら、教師の長時間勤務の解消に向けた業務改善及び勤務時間管理等を行い、部活動が円滑に実施できるように取り組む。

(2) 活動計画等の作成及び公表

ア 部活動顧問は、本活動方針に基づいて年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

イ 保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことから、年間活動計画を保護者に示す。

ウ 年度当初に「部活動に関する活動方針」をホームページで公表する。

3 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

【運動部】

陸上競技部、野球部、バレーボール部、バスケットボール部、サッカー部、ソフトボール部、ソフトテニス部、バドミントン部、卓球部、ボクシング部、テニス部

【文化部】

放送部、美術部、華道部、茶道部、軽音楽部、漫画研究部、クッキング部、映画研究部、ダンス部、三味線部、商業技術部

(2) 活動時間及び日数について

ア 活動時間

1日の活動時間は、原則として平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ただし、次の条件を満たす場合に限り、平日は3時間程度、休日は4時間程度まで延長して行うことができるものとする。【※条件：校長が学校経営上必要と認め、かつ、事前に生徒

や保護者の同意を得た部活動であること。】

また、種目の特性等で上記の基準によりがたい場合は、年間の活動時間が週平均16時間

未満で活動することができるものとする。ただし、特例として、年間計画等により、試合等が多く、週平均 16 時間を超える場合が予想される場合には、事前に生徒や保護者の同意を得た部活動に関しては、20 時間まで活動を認めることができる。

イ 休養日

①少なくとも週当たり 1 日以上の休養日を継続的に設定する。

②定期試験期間中は、原則、部活動は行わない。

③長期休業中には、一定期間のオフシーズンを設定する。

※①②③を合わせて、年間を通して週 2 日以上割合で休養日を計画的に設定する。

ウ その他

部活動として参加する大会は、以下に該当するものとする。

①高体連、高野連、高文連が主催、共催する大会とする。

②その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面に十分配慮する）。

4 事故防止や安全対策について

事故には十分留意し、怪我等がおきた場合には「緊急時連絡体制」に従って行動する。

特に、熱中症に関しては、以下の点に留意する。

*熱中症への対策（測定器を活用し、時間帯を決め定期的に測定し状況を把握する）

〈①活動前・活動中・活動後に水分・塩分の補給 ②適切な休憩 ③屋内外別の WBGT 値などの判断基準や指標等〉

①活動中にはこまめに水分補給と塩分補給を行いながら行う。活動前後にも水分・塩分の補給を行う。

②活動中は、適切に休憩時間を設ける。

③WBGT25℃以上の環境では水分・塩分の補給及び休憩を積極的に設け、WBGT31℃以上の場合は活動中止の判断を検討する。

5 活動方針策定の根拠資料等

本活動方針の策定にあつては、下記の資料に基づき策定する。

○文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」

○高知県教育委員会が平成 26 年 3 月に作成した「運動部活動全体計画ハンドブック」

○高知県教育委員会が平成 31 年 1 月に作成した「高知県立学校に係る運動部活動の方針」